

## 群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会規程

平成22. 1. 1 制定  
改正 平成26.10. 1 平成26.10. 1  
平成26.12. 9 平成27.11.10  
平成30. 4. 1 令和 6.10. 1

### (設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任 務 等)

第2条 委員会は、病院長の諮問に応じ、臨床現場における倫理に関する次の各号に掲げる事項（臨床研究に関する事項を除く。）について、倫理的・社会的・医学的観点から審議する。

- (1) 終末期医療に関すること。
- (2) 保険適用内の医療行為ではあるが、高度侵襲的など特に倫理審査を要すると判断されたもの。
- (3) 保険適用外であるが、生命維持のために必要かつ緊急性を要する医療行為
- (4) その他、臨床現場における倫理に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長
- (2) 病院長が指名する病院長補佐 3人
- (3) 医療の質・安全管理部長
- (4) 各診療科及び中央診療施設等から選出された教員 2人
- (5) 看護部長
- (6) 患者支援センターの看護師長
- (7) メディカルソーシャルワーカー 若干人
- (8) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 1人
- (9) 国立大学法人群馬大学の職員以外の者で社会一般の立場を代表する者 1人
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

### (任 期)

第4条 前条第2号、第4号及び第7号から第10号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第8号又は第9号の委員が出席していなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、倫理に関する事項のうち、患者の生命、治療等に関する重要なものについては、出席委員全員の合意を原則とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号、第3号及び第6号から第9号までの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。